

派遣労働者の適用基準と適用状況

1. 登録型派遣労働者の適用基準

次のいずれにも該当する者は、被保険者として取り扱う。

①反復継続して派遣就業する者であること

本要件を満たすためには、一の派遣元事業主に1年以上引き続き雇用されることが見込まれることを要する。
次の場合には、この要件に該当する。

- a. 雇用契約期間2月以上の派遣就業を1月程度以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者
- b. 雇用契約期間1月以内の派遣就業を数日以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者

②1週間の所定労働時間が20時間以上であること

2. 派遣労働者の雇用保険の加入状況

	加入している	加入していない	その他
常用型派遣労働者	1801人 [90.9%]	61人 [3.4%]	102人 [5.6%]
登録型派遣労働者	1273人 [85.3%]	176人 [11.8%]	44人 [2.9%]
総数	3028人 [87.5%]	279人 [8.1%]	153人 [4.4%]

(注)調査の実施方法から、調査対象の全てが雇用保険の適用基準を満たすとは限らない。

(資料出所)厚生労働省「労働力需給制度の在り方についてのアンケート調査(総合的実態調査)集計結果(派遣労働者調査)」(平成14年)